

# 二〇一六 平城宮跡資料館秋期特別展 地下の正倉院展

## 式部省木簡の世界 第Ⅱ期展示木簡

—役人の勤務評価と昇進—

第一期	一月一日(土) — 一月三日(日)
第二期	一月一日(火) — 一月三日(日)
第三期	一月五日(水) — 一月二七日(日)

◎木簡は三期に分けて展示します。

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、既報告の記文を改めている場合があります。

### I 勤務評価に使われた木簡

#### 7 考課（毎年の勤務評価）に使われた木簡 2

(三) 次補 S.D.四一〇出土。『平城宮木簡五』六三八〇号。

以下、宮五六三八〇のように略す)

(表) 去上 位子從八位上伯祢廣地 河内国安宿郡  
年廿二  
—裏—

長さ三九四三・幅三一・厚さ一四三〇一五型式

河内国安宿郡（今の大坂府柏原市と羽曳野市の一部）に本貫地（戸籍の所在地）のある、三十二歳の伯祢廣地（いとう）という役人の勤務評価の木簡。類例の少ない完全な形で残る勤務評価の木簡の一つ。「考」ともいうとその一定年数分の積み重ねによる位階昇進の評価である選叙（單に「選」ともいう）の一種類があり、これは考課木簡の例。いずれも役人一人ずつの個人カードの体裁をとるのが特徴である。また、勤務評価の木簡は、考課・選叙どちらの場合も側面に貫

通する孔があるのが普通。個人カードの木簡を多数横に並べ、紐を通して順序を固定するための工夫である。この木簡の場合は、紐上端から六四の表面に近い位置に孔があいている。径は約五。  
焼け火箸状のものであった痕跡があり、また右側面から孔を開けたらしく、左に向かって孔の径が小さくなる。裏面中央には、途切れているが木簡を横切る太い墨線がある。同種の木簡を並べ、それら全体に縦を引いたものか。  
「去上」は去年の評価が三段階評価（上・中・下）の上等であったことを示す。年齢・本貫地を割り書きにする。去年の評価の左側には「今〇」と今年の評価を書き込むための空白。また年齢・本貫地の下には今年の上日数（出勤日数）を書き込むための空白がある。前年の評価など今年の資料がなくてわからぬ部分は先に書いておいて、出勤日数や決定した評価が追記されるのである。理由はわからないが、この木簡は今年の情報を書き込む前に、再利用されることもなく廃棄された。孔が表面に近い位置にあることは、何度も削つて使用されたことを示す。  
「位子」は六位から八位までの役人の嫡子（実際には庶子も含む）。才能に応じさらに試験を行った上で大舍人（天皇の従者）・兵衛（天皇を守衛し行幸に従う兵士。夜は京内の夜警も担当）・使部（諸司の雜役に従事）などに任じられた。（從八位上）は三〇階ある位階のうち、下から六番目にある。伯祢氏は、中国系の後來系氏族で、河内国安宿郡に本貫地をもつ氏族として見え  
る（新撰姓氏錄）。

## 8 考課（毎年の勤務評価）に使われた木筒の断片4

(三) 次補、SD四一〇〇出土。宮四一三八〇〇)

去不 正八位下 □

長さ(五五) ■・幅(二三) ■・厚さ四 ■ ○一五型式

正八位下某の考課木筒の断片。孔は木筒の上端から二八 ■の位置にある。焼け焦げの痕が見え、焼け火箸状のもので孔を開いたとみられる。裏面を見ると、孔から下で裏面が剥離している。孔が木筒の表面に出てきてしまい、刃を入れて折ろうとした際に生じたものであろう。

「去不」は去年、評価の対象外であったことを示す。今年の評価は書かれていない。

## 9 考課（毎年の勤務評価）に使われた木筒の断片5

(三) 次補、SD四一〇〇出土。宮四一三八〇六)

去上 「大初カ」  
〔今カ〕 □□□

長さ(三九) ■・幅二五 ■・厚さ五 ■ ○一五型式

大初位某の考課木筒の断片。側面の「カ所に孔があけられてい  
る。木筒の上端から一七 ■の位置に一つと、ちょうど折損部とな  
る三七 ■の位置に一つで、上の孔は錐形で、下の孔は焼け火箸状の  
ものであけられている。最初にあけたのは下の孔で、削つて再利  
用するうちに孔が表面に出てきてしまい、さらに上に二つめの孔  
をあけたか。しかしそちらも再利用するうちに表面に孔が出てき  
てしまつたため、考課木筒としては使用不能となり、一つめの孔  
の部分で折つて廃棄された。

「去上」は去年の評価が三段階評価の上等であったことを示す。  
「今」は右払いがうつすら残るのみで、評価が何であったかは不明。

## 10 考課（毎年の勤務評価）に使われた木筒の断片6

(三) 次補、SD四一〇〇出土。宮四一三八〇七)

去不 資人留

長さ(五八) ■・幅二四 ■・厚さ二 ■ ○一五型式

考課木筒の断片。孔は木筒の上端から四五 ■の位置にあいている。径は約六 ■。焼け火箸状のもので孔を開いた痕跡が残る。厚みがあり、孔の下で下部を切断している。8や9と違い、孔が表面に出てきたために廃棄したものはなさそうで、考課木筒の廃棄における何らかの作法があったか。孔のあいたまま考課木筒以外に再利用した例（5・6（一期展示）、11、16（三期展示））もあり、切断された下部は木筒もしくは木製品に再利用された可能性がある。

「去不」は、去年は勤務日数が不足するなどして、評価の対象とならなかつたことを示す。「資人留（省）」は、本主（主人）の死去や解官によって職を失うなどした式部省付きの資人（従者）のこと。18・19（一期展示）、51・52、83（三期展示）にも類例がある。

(一一) 次補、SD四一〇〇出土。宮六一八五二〇

(表) 合一百冊八人 七人八位 卅三人初位 二人熟位 一百六人无位

〔進階カ〕  
応□□冊九人

(裏)

□ □ 大炊寮

長さ(二七一)■・幅(二九)■・厚さ(一)○一九型式(○一五型式)

史生四人が増置されている(『続日本紀』同月丁卯(四日)条)ことを合わせると総数は八六人ということになるが、それでも數は合わない。

上端と左右両辺は削りの原形を留めるが、下端は腐蝕のため原形を保つかどうか不詳。現状で下端から五二三の位置の側面に、径約六mmの孔が横に貫通している。雖で孔を開けた痕跡が残る。考選木簡を天地逆にして二次的に転用したものであろう。裏面には木目に直行して三文字ほど墨痕が見え、ある段階には横材木簡として使用していた。

表面の文意は、各位を合計した数字が一四八人であり、そのうち四九人が年限を満たし成選となつた、というもの。裏面の「大炊寮」が表面の人数と関係するならば、大炊寮の成選対象者の人数を書き上げたもの、ということになる。表面「応」字は現在はほぼ見えない状態。その下の文字も墨痕は見えない。三文字めは「階」の残画として矛盾しない。

## 49 II 考選木簡の削屑の世界

(表) (一) 神護二年三月廿六日恩 勅叙 [少初カ]  
 (裏) (一) 符軍 [符カ]

(一一) 次補、SD四一〇〇出土。宮五一六二二一)

〇九一型式

大炊寮の選叙木簡を述べ、その最初に入る表題の木簡と考えればよさそうではあるが、孔の位置は下部にある。擬階(位階昇進の算定)の作業でメモのように使用した木簡なのかもしれない。大炊寮は、養老令の規定による「定員」一七人で、うち二人の直丁(諸国から都に派遣された仕丁)のうち、諸司に配属されて宿直を担当し雜用に従事した者)と三〇人の駆使丁(仕丁のうち、大藏省・宮内省・春宮坊の現業担当部門に配属されて労役に従事した者)を除くと八五人。木簡に見える八位以下の役人となると、大属以下となり八二人。養老二年(七一八)六月に

表裏両面に墨書のある長大な削屑。裏面は削屑の状態になつてから書き込まれてゐる。「神護二年」は天平神護二年(七六六)のこと。事情は不明

だが、称徳天皇による特別の叙位が行われ、その対象となつたことが考選木簡に書き込まれたのであろう。昇進して少初位というごく低い位階の者までが対象となつてゐるのであるから、実際にはかなり広範囲の叙位が行われてゐる可能性があろう。

なお、『続日本紀』によると、この日は國司の任官が行われてゐる（天平神護二年三月辛巳（二六日）条）が、叙位のことは見えない。

## 50

### 考選木簡の長大な削層 4

(1) 次補、SD四一〇〇出土。宮五—六七三〇)

從□下伊福部豊國 年五□  
〔八カ〕〔十四カ〕

美濃國山縣郡

○九一型式

美濃國山縣郡は、今の岐阜県山県市、及び岐阜市と関市の一部にある。美濃國山縣郡に伊福部氏がいたことは、大宝二年（七〇二）の「御野国山方郡三井田里戸籍」からわかる（戸主伊福部大庭「大日本古文書」（編年）一、五三頁）など。

## 51

### 考選木簡の官職部分の削層 4

(1) 次補、SD四一〇〇出土。宮五—七一三)

留省□

○九一型式

「留省」は、本主（主人）の死去や解官によつて職を失うな

どして、式部省付きになつてゐる賛人（五位以上の諸王・諸臣、大臣・大納言などに与えられる從者）。10を参照。

## 52

### 考選木簡の官職・位階部分の削層

(1) 次補、SD四一〇〇出土。宮五—七〇八二)

留省少初位

○九一型式

「留省」については、10・51を参照。

## 53

### 考選木簡の官職部分の削層 5

(1) 次補、SD四一〇〇出土。宮五—七〇〇〇)

免神祇官

○九一型式

上端と右辺は木簡の原形を留める。「祇」以下には墨が塗られている。筆先を整えるための落書きか。「免」は、神祇官の某職を免じられたことを示す。

## 54

### 考選木簡の位階・人名部分の削層 3

(1) 次補、SD四一〇〇出土。宮四—四五一八)

□正八位下和毗登□

○九一型式

「毗登」は姓で、元は「史」と書いた。天平勝宝九歳（＝天平宝字元年、七五七）に聖武天皇の諱である首と、藤原不比等

の名を避けるため、姓の首・史を「毗登」に改めたらしい（『続日本紀』宝龜元年（七七〇）九月壬戌（三日）条）。しかし、実例による限り、その後も首・史を称し続ける例も多く、実際に「毗登」に改められたのは天平宝字五年（七六一）前後ともいわれる。

55 考選木簡の位階部分の削屑<sub>2</sub>

(一一) 次補、SD四一〇〇出土。宮四一四三九五)

從八位

○九一型式

56 考選木簡の人名部分の削屑<sub>1</sub>

(一一) 次補、SD四一〇〇出土。宮四一四四八七)

□次田 □〔達カ〕

○九一型式

「次田」は吹田、鶴田とも書く。河内国安宿郡（今の大阪府柏原市と羽曳野市の一部）に本拠地をもつ氏族。元は無姓だったが、天武天皇十年（六八二）に達の姓を賜っている。

57 考選木簡の年齢・本貫地部分の削屑

(一一) 次補、SD四一〇〇出土。宮四一四〇六一)

□〔年カ〕  
七  
十  
国  
□

○九一型式

58 考選木簡の人名・本貫地部分の削屑<sub>2</sub>

(一一) 次補、SD四一〇〇出土。宮五一六五二六)

□麻呂 右京

○九一型式

59 考選木簡の年齢部分の削屑<sub>2</sub>

(一一) 次補、SD四一〇〇出土。宮五一六八三七)

年六十七

○九一型式

60 考選木簡の本貫地部分の削屑<sub>2</sub>

(一一) 次補、SD四一〇〇出土。宮五一六七七一)

□□〔國カ〕  
海部郡

○九一型式

海部郡は尾張・隱岐・紀伊・豊後の各国にある。

61 考選木簡の本貫地部分の削屑<sub>3</sub>

(一一) 次補、SD四一〇〇出土。宮四一三九八九)

□〔國カ〕

○九一型式

「年七十」は、勤務評価の木簡の役人の年齢部分。「國」はその左行に書かれる本貫地を示す「〇〇國〇〇郡」の一部。

## 考課木簡

去上  
63

奉  
64

上  
65

留省  
51

從人位  
55

免神祇官  
53

今正六上  
69

五上等  
74

上者  
66

考  
67

今從六上  
75

叙位の結果(或) 官職位階姓名 本貫地  
考の年数通算出勤日数 考の内訳

官職 位階 姓名 本貫地 + 「」  
叙位の結果(或)

合授外少  
71

那賀郡人  
72

龜登国羽咋郡人  
70

## 選叙木簡2

II章の削削が考選木簡のどの部分にあたるか、模式的に示した。なお、官職・位階・姓名・年齢・本貫地の五項目は、個人カードとしての勤務評価の木簡に共通する記載事項であるため、この部分のみでは考課・選叙いすれの木簡の削削かは判断できないが、便宜上、考課木簡として示した。

62 考選木簡の上日数部分の削屑<sup>2</sup>

(三)〔次補、SD四一〇〇出土。宮四一三九〇九〕

上日二

○九一型式

63 考課木簡の前年評価部分などの削屑

(三)〔次補、SD四一〇〇出土。宮五一一六三八八〕

去上



○九一型式

「去<sup>キ</sup>上<sup>じょう</sup>」は、去年の評価が三段階評価（上・中・下）の上等であったことを示す。

64 考課木簡の前年評価と位階部分の削屑<sup>1</sup>

(三)〔次補、SD四一〇〇出土。宮五一一六四三九〕

去不  
從

○九一型式

「去<sup>キ</sup>不<sup>ふ</sup>」は、去年は勤務日数が不足するなどして評価の対象とされなかつたことを示す。

65 考課木簡の今年の評価部分の削屑<sup>2</sup>

(三)〔次補、SD四一〇〇出土。宮四一三八二二〕

今上

○九一型式

「今上<sup>いまじょう</sup>」は、今年の評価が三段階評価（上・中・下）の上等であることを示す。

66 選叙木簡の考の年數と官職部分の削屑

(三)〔次補、SD四一〇〇出土。宮四一四三五三〕

三考資人

○九一型式

選叙の期間内に官職の異動があった場合には、「官職」として何年分の考課を受けたかの内訳が書かれる。資人から別の官職に異動したため、あとの三年分の考課は、別の官職として受けたのである。但し、この内訳記載が選叙木簡のどの部分にどのような書式で書かれていたかは、厳密にはわからない。

67 選叙木簡の考の年數・上日数部分の削屑<sup>2</sup>

(三)〔次補、SD四一〇〇出土。宮五一一六一五三〕

考日一千

○九一型式

選叙の期限内の出勤日数の合計を記した部分の削屑。「考」の上にはその年数が、例えば「六考」のように書かれるのが普通。

68 選叙木簡の上日数部分の削屑<sup>2</sup>

(三)〔次補、SD四一〇〇出土。宮五一一六五〇五〕

日一千□

○九一型式

(三) 次補、SD四一〇〇出土。宮五一一六一四五)

## 五上等

○九一型式

選叙の期限内の評価の内訳を記す部分の削層。上等評価を五年分受けていることを示す。六年で選叙の評価を受ける内分番(中央の非常勤の役人)の場合であれば、残りの一年度分の結果が左行に「一中等」あるいは「一下等」と書かれていたはずである。

## 70 選叙木簡の本質地・昇進位階部分の削層1

(三) 次補、SD四一〇〇出土。宮五一一六一七〇)

□  
〔能カ〕  
登国羽咋郡人今  
〔授カ〕  

能登国羽咋郡は、今の石川県羽咋市、及び七尾市・かほく市の一部などを中心とする地域。

「今授」は選叙の評価による叙位の結果を示し、この位置に書かれる場合は、木簡上端の余白に書かれる場合(74など)とは異なり、「位」を省かず、上に「今授」を伴う。

## 71 選叙木簡の昇進位階部分の削層1

(三) 次補、SD四一〇〇出土。宮四一二七九三)

今授外少

○九一型式

(三) 次補、SD四一〇〇出土。宮四一二四〇三八)

## 那賀郡人

○九一型式

「那賀郡」は、「那到」と表記されるものも含めると、伊豆・武藏・常陸・石見・紀伊・阿波・讃岐・筑前・日向の各國にある。

## 73 選叙木簡の本質地部分の削層3

(三) 次補、SD四一〇〇出土。宮四一二九三八)

右京人

○九一型式

## 74 選叙木簡の昇進位階(略式)部分の削層2

(三) 次補、SD四一〇〇出土。宮五一一六一八五)

今正六上  
  
  

○九一型式

上端と左辺は木簡の原形を留める。「今正六上」は、「今授正六位上」の略で、今年年限を満たして位階昇進の対象となり(成選)、正六位上を授けるの意。選叙の評価による叙位の結果を勤務評価木簡の上端に記入する場合には、このように「授」と「位」を略した書式が用いられる。

## 71

(三)次補、SD四一〇〇出土。宮五一六三三〇)

する附加刑に処されたことを示す記載。

## 今從八上

上端と左辺は木簡の原形を留める。

76 特別の叙位に關わる削屑2  
(三)次補、SD四一〇〇出土。宮四一三(七七〇)

月廿八日恩勅進

○九一型式

78 「省符」と年紀の書かれた削屑2  
(三)次補、SD四一〇〇出土。宮四一四一(六)□ 省□「景雲三年九月廿二日」  
○九一型式

「省」の次の文字は、類例からみると、「符」となる。「省符」(式部省符)と同じ日付の組み合わせの削屑が複数あり、何らかの勤務評価の木簡の一部とみられるが、具体的な書式などはわからぬ。「景雲三年」は神護景雲三年(七六九)のこと。

○九一型式

79 式部省で使われた横材の削屑3  
(三)次補、SD四一〇〇出土。宮四一四一(七九)

○九一型式

49 同様に、天皇の判断による特別の叙位が行われたことを示す削屑。『続日本紀』によると、東西溝SD四一〇〇の木簡が帰属する天平宝字末年から龜元年頃にかけて(七六〇年代後半から七七〇年まで)の時期に、「八日附の恩勅叙位」は知られない。但し、天平宝字八年(七六四)一二月二八日に大敵があり、また神護景雲三年(七六九)三月二八日にも大敵があるから、大敵の時に一部恩勅の叙位も行われたのだろうか。

77 藤原仲麻呂の乱に遭座したことを記す削屑

(三)次補、SD四一〇〇出土。宮五一六一七〇)

## 仲万呂支党除名

○九一型式

80 式部省で使われた横材の削屑4  
(三)次補、SD四一〇〇出土。宮四一四八五二)

○九一型式

天平宝字八年(七六四)九月の藤原仲麻呂(恵美押勝)の乱後の措置として、仲麻呂に与したかどて除名(役人の名簿から削除するの意で、罪を犯した役人の位階や職位を六年間全て剥奪

### III 式部省木簡の広がり

128 大学寮から宿直担当者を報告する木簡2

(三) 次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七五二)

(表) 大学寮解 申宿直官人事 貞外大属破斯清道

天平神護元年□月廿四日

〔正カ〕

□□无位□廣

(裏) 大学寮宿直

□丁□人

長さ二六八・幅三三二・厚さ二二〇一型式

大学寮が上級官司の式部省に対し、宿直担当者を報告した木簡。

大学寮は、役人の養成機関である大学を管轄する役所。京内の左京三条一坊（または右京三条一坊）にあったと考えられる。

宿直は、夜勤（宿）と日勤（直）の総称。貞外大属は定員外の特任の第四等官。一人で宿直とは考えにくいから、担当責任者ということだろうか。天平神護元年は七五六五年。

表面割書右行の「破斯」はペルシャ（今のイランを中心とする地域）にあった古代西アジアの国家のこと。普通「波斯」と書くが、偏が違つても通用する場合があったことは、「難波」を「難破」と書くことからもわかる（平城宮発掘調査出土木簡概報

四三、二〇頁下（一七五）以下、平城木簡概報四三一—二〇下（一七五）のよう略す）、平城木簡概報四四一（六上）（一三五）。

「破斯」と書かれた部分は、大学寮の貞外大属のウジ名にあたる部分なので、出身国名をそのままウジ名として名乗つていたことがわかる（同様の例としては、百济氏・新羅氏・高麗氏などがある）。すなわち、ペルシャ人が事務官としてではあるが、大学寮に勤務していたことになる。あるいは学識を買わせての登用

かも知れない。

從来、平城京にやつてきたペルシャ人としては、天平八年（七三六）に帰國した天平の遣唐使とともに来日した李密卿が知られるだけだった（『続日本紀』天平八年十一月戊寅（三日）条）。同時に来日した唐の楽人（皇帝東朝も神護景雲年間（七六七—七七〇）に役人としての活躍が知られており、李密卿との関係は定かでないものの、外国人が八世紀後半の日本古代の役人社会に定着して活躍しているさまがうかがえる。

なお、破斯清道の祖国ペルシャは、李密卿が日本にやつてきた頃のウマイヤ朝ペルシャが七五〇年に滅びてアツバース朝が成立するなど、激動の時代を迎えていた。

裏面にも、大学寮から宿直担当者の報告と思われる記載が残るが、表面とは担当者が異なる。一部書式が整わない部分もあるが、式部省でのチェックを受け、不要になつたあと大学寮に返送され、同じ材を何度も宿直報告に用いた可能性があり、一つ前の段階の宿直担当者の報告、あるいはその書き損じがそのまま残つてしまつたと考えることもできるだろう。

129 散位寮から宿直担当者を報告する木簡2

(三) 次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七五五)

(表) 散位寮解 申宿直事 使部□生徒八位下□□□□

〔史カ〕

(裏) 直丁宗部 小友 使部□穴太上中カ

天平神護元年□月十八日

長さ二九三・幅三三二・厚さ五三〇一型式

散位寮が上級官司の式部省に対して宿直担当者を報告した

木簡。散位寮は、散位（位階をもながら、特定の官職に就いていない役人）を管轄し、本寮に詰める六位以下の散位の勤務差配を行つた。

史生は書記官。散位寮には六人が配属されていた。使部は各官司に配属された雑用係で、内六位以下八位以上の嫡子（これを位子と呼ぶ。嫡子はここでは家の継承者。不足の場合は嫡子以外の子（庶子）も対象とされた）のうち、身体が丈夫でなく文筆や計算が不得手で下等と評価されたものを充てる。散位寮には二〇人が配属されていた。また、直丁は諸国から都に派遣された仕丁のうち、諸司に配属されて宿直を担当し雑用に従事した者。散位寮には二人が配属されていた。天平神護元年は七六年。

（表）益田君倭麻呂統労錢

（裏）神龜五年〔五カ〕月廿七日

長さ一四四三・幅一五三・厚さ三三〇三三型式

益田君倭麻呂の統労錢の付札。官職や位階が書かれておらず、出仕したばかりの者であろうか。統労錢は、賃錢ともいい、定員オーバーで官職に就けなかつた六位以下の役人や位子（六位から八位までの役人の嫡子）などが納める錢のこと。これにより位階昇進判定の対象となる資格（「考」）をつなげることができる、文字通り「勞」を「統」ぐための「錢」である。この木簡には額は記されていないが、五〇〇文が定額だった。また、この木簡には統労錢の木簡に多く見られる式部省が検収したことを示す追記が残らない。神龜五年は七八八年。

やや小振りだが、非常に丁寧な作りが目を引く。切り込みの加工も四周の削りもきつちりと仕上げられ、上下両端は山形に整形されているが、形に実用上の意味はなさそうである。

132 総労錢の付札5

（裏）〔三〕次補、SD四一〇〇出土。宮六一九〇六五

（表）依智泰公豈□

（裏）進錢神龜五年  
十月十四日

長さ一四四三・幅一六三・厚さ五三〇三三型式

河内職が宿直担当者を報告した木簡の断片。河内職は神雲景雲三年（七六九）十月份に、由義宮を西京としたのに伴い、攝津職にならつて河内國（今の大阪府東部）を改めたもの。『続日本紀』同月甲子（三〇日）条。宝亀元年（七七〇）八月、称徳天皇没後もなく道鏡失脚に伴つて河内國に復した（『続日本紀』同月乙卯（二六日）条）ので、この木簡はこの間十カ月余りの間のものとなる。

なお、河内職の宿直報告の解が、式部省木簡とともに出土する理由は不詳。

131  
総労錢の付札4

（三）次補、SD四一〇〇出土。宮六一九〇六四

依智泰公某が納めた錢の付札。單に「進錢」とあって、額やその名称、及び検收の記載は書かれていないが、多數出土している類例からみて、統労錢の付札とみられる。神龜五年は七二八年。

130 河内職から宿直担当者を報告する木簡

（三）次補、SD四一〇〇出土。宮五一一六二三

河内職解申宿直

長さ（一九七）三・幅三三・厚さ一三〇一型式

依智泰氏は、近江国愛智郡を中心とする地域を本拠地とする浅来系氏族。

### 133 続労錢の付札 6

(表) ○少初位下大県史万呂錢五百文  
(裏) ○

神龜五年九月廿八日  
勘尾張小塞真國

長さ一五九三・幅一九三・厚さ四三〇一型式

大阪府柏原市・八尾市の一部を本拠地とする河内國大県郡

神龜二年(七二五)六月に和徳史龍麻呂ら三八人が大県史への改姓を受けており(『続日本紀』同月丁巳(六日)条)、この木改の年紀はそれと矛盾しない。

「勘」として錢の収納を担当したことが追記されている(「尾張小塞真國」は、「尾張小塞」が複姓のウジ名であろう。延暦元年(七八一)十一月の「小塞宿祢弓張の申請によると、六七〇年庚午年籍では尾張姓を名乗っていたが、六九〇年の庚寅年籍作成の際に居地に因んで小塞姓になつたといい、尾張姓への復帰が認められている(『続日本紀』同月庚戌(二日)条)。しかし、この木簡によると、実際にはそれ以前から尾張を付して複姓を名乗る場合があつたことがわかる。神龜五年は七八八年。

なお、統労錢の多くが上端に切り込みをもつ〇三三型式または〇三三型式であるのに対し、切り込みをもたない代わりに上部に孔を穿つた〇一一型式をとる。ここに錢を束ねた紐を通したのである。

### 134 式部省で使われた題籤軸 4

(表) 諸家井  
諸司□□  
〔移牒カ〕

(二) 次補、SD四一〇〇出土。宮六一九〇六七)

(裏) □

長さ(八五)三・幅三九三・厚さ五三〇六一型式  
諸家・諸司から式部省に送られてきた文書を貼り継いで保管するための題籤軸(見出し付きの文書の軸)か。(一期展示)  
の「諸司解/諸司移」の題籤軸が参考になる。軸部は完全に折れて残らないが、下端中央にその痕跡がある。

### 135 式部省で使われた題籤軸 5

(二) 次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七六五)

(表) 上日  
(裏) 上日

長さ(二五)三・幅八三・厚さ四三〇六一型式

単に「上日」としか書かれていないので、式部省の役人の上日に関する文書の題籤軸か。題籤部の長さは三〇三。

### 136 式部省で使われた題籤軸 6

(二) 次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七六一)

□申故

長さ(一八)三・幅二七三・厚さ八三〇六一型式

「申故」は欠勤理由の意味とみられ、121（一期展示）と同様に欠勤理由を報告する文書を貼り継いだもの題簽軸か。題簽部の長さは六二三。

### 137 出羽国の郡司考状帳の軸

（五五次、SD一一六四〇出土。宮六一九八八三）

（木口）出羽国郡司考□□  
〔状帳カ〕

（木口）神龜五年

長一九五三・径一六三 ○六一型式

### 138 棒軸を再利用した木筒2

外從初上物部淨人 年卅一  
荒玉 遠江國敷智郡人  
□□□□遣高麗使叙位  
〔字カ〕  
〔年カ〕

（一一一）次補、SD四一〇〇出土。宮五一一二八

長さ一九六三・幅一七三・厚さ三三 ○一型式

じ天平宝字二年（七五八）十月の叙位とみてよいだろう。

「遣高麗使」としての任務を終えて帰国したことを探し、特別の叙位を受けたことがみえる木筒。東西溝SD四一〇〇出土木筒には、「依道高麗使廻来天平宝字二年十月廿八日進二階叙」と書かれたものがあり（宮四一二七六七）。この木筒も側面に孔をもつて一五型式の木筒で、この時の叙位で二階級特進を受けた役人の叙位に関する考選木筒を横に並べてその冒頭に見出しとして付した木筒とみられる、「続日本紀」にも同日付の叙位の記事がある（同月丁卯二八日条）。138は年の部分を読み取れないが、同

完全な円柱状ではなく若干面が残る。考状帳は、考課の実績を具体的に記した文書。出羽国（今の山形県・秋田県地域）の各郡の郡司に関するものを一巻の卷物にし（国で清書し直している可能性がある）、式部省に報告した際の軸であろう。

平城宮中央区と東区の間を南流する基幹排水路SD三七一五の南端付近からも、木口に「天平寶字四年□□史考状□〔帳カ〕」と書かれた棒軸が出土している（宮七一一一九四八）。

138は年の部分を読み取れないが、同

じ天平宝字二年（七五八）十月の叙位とみてよいだろう。

本貫地のうち郡名は、<sup>当初の「敷智」を抹消した上で右傍に「荒玉」と書き直して</sup>いる。荒玉郡は今静岡県浜松市北区付近。<sup>「和名類聚抄」では荒玉郡とする。藤原宮出土木筒に「荒玉評」が見える（奈良県教育委員会『藤原宮』五五号）。敷智郡は今浜松市南部と湖西市付近。「從初上」は少初位のことか。</sup>

裏面が円弧状を呈しているのは、122（一期展示）や137のような棒軸を縱に割いて再利用した痕跡で、類例に123（一期展示）があ

ある。138も内容的には考選木簡の類型に含まれるが、側面の穿孔をもたない。本質地を修正するなど比較的ラフな筆跡であることからみると、考選木簡の下書きのようなものであろうか。

### 139 甲斐国からの養錢の付札

(三) 次補、SD四一〇〇出土。宮四一四六六二)

(表) □斐国山梨郡加美郷丈部宇万呂六百文  
(裏) 天平寶字八年十月

長さ(一〇九)<sup>■</sup>・幅(七)<sup>■</sup>・厚さ(四)<sup>■</sup> ○三二型式

### 140 駿河国からの煮ガツオの荷札

(表) 駿河国駿河郡古家郷戸主春日部与麻呂調煮堅魚捌斤伍兩

(裏) 天平寶字四年十月専當 国司掾從六位下大伴宿祢益人

郡司大領外正六位□生部直□理

〔上カ〕〔生部直〕〔信陀〕理

長さ(一〇五)<sup>■</sup>・幅(三三)<sup>■</sup>・厚さ(三)<sup>■</sup> ○三二型式

(三) 次補、SD四一〇〇出土。宮五一七九〇一)

國山梨郡加美郷(今山梨県山梨市北部を中心とする地域)から、衛士または仕丁として都に赴いた丈部宇万呂の生活費の名目で収められたもの。  
天平寶字八年は七六年。

駿河国駿河郡古家郷戸主春日部与麻呂調煮堅魚捌斤伍兩  
して納められた「煮堅魚」の荷札。天平寶字四年(七六年)と同一人物である。裏面の「春日部与麻呂」は調の貢進者。裏面の「専當」は担当の意味で、ここでは調の納税業務および都への貢進を担当した国司・郡司を指す。専當国司・郡司までを記す荷札は珍しい。「捌斤伍兩」は、約五・六kg。数量表記に「捌」「伍」のよう  
な大字(主に正式な公文書などで用いられる画数の多い漢数字、「壹」「貳」「參」「肆」など)が使われているのも、荷札木簡にはあまり見られない特徴である。

裏面の郡司大領外正六位□生部直□信陀理は、天平十一年度(七三八)駿河国正税帳に見える「壬生直信陀理」『大日本古文書』(編年)二、七三頁)と同一人物である。「煮堅魚」はカツオの加工品。代表的なカツオの加工品には「荒(焦)堅魚」があり(単に「堅魚」と記す場合もある)、煮堅魚は荒堅魚よりも高級品で、一人あたりの煮堅魚の貢進量(重さ)は、荒堅魚の七分の五にあたる。荒堅魚を今日の鰹節の原型、煮堅魚をなまり節のようなものとみる見解もあるが、なまり節状のものを腐らせずに駿河から平城京まで搬送できたかは疑わ

## 左京職の役人の名を列挙した木簡

しい。あるいは、煮堅魚を鰹節に近いものに当て、荒堅魚は茹でるなどの工程を伴わない干物の類とみることも可能と思われ、そう考えれば煮堅魚の方が高価であったことも理解しやすい。なお、やや変わったカツオの加工品に「堅魚煎汁」（京三一四九七五）があり、こちらはカツオを煮詰めてとつた調味料とされ

る。煮堅魚を生産する際の副産物かも知れない。

文字は、小振りだが端正な楷書体で丁寧に記されている。しかもよく見ると、紐をかけてても文字が離れないよう、上下両端の切り込みの間にうまく割り付けられている。ただ、右辺中央付近の切り込みは用途不明。

(二二) 次補、SD四一〇〇出土。宮六一八七七五

(表) 大進正六位上熟十一等大津連船人 少進正七位上熟十二等春日歲首大市  
少進從六位上熟十二等百濟王全福 大屬從七位下熟十二等膳造□□  
大進正六位上熟十一等大津連船人 少進正七位上熟十二等春日歲首大市  
少進從六位上熟十二等百濟王全福 大屬從七位下熟十二等膳造□□

(裏)



從七 [位下カ]

[石別]カ

長さ(一八六)■・幅(一四)■・厚さ(四)■ ○六五型式

九日(一)条。

「春日歲首大市」は、天平七年十一月に左京少進『大日本古文書』(編年)一、六三二・六三五・六四一頁、天平九年九月に正六位上から外從五位下に叙されている『続日本紀』同

天平八年(七三六)前後の左京職の役人名を列挙したものであることがわかる。

「大津連船人」は、天平七年十一月より左京大進と見え『大日本古文書』(編年)一、六三二・六三五・六四一頁、天平九年九月に正六位上から外從五位下に叙されている『続日本紀』同

月(一)亥(二八日)条。

「百濟王全福」は、天平八年四月・十一月に從六位上行左京少進、熟十二等(平城木簡概報二四一八上(三五・三六)、天平十年四月(一)亥(二八日)条)。

六位上から從五位下に叙されている(『続日本紀』同月丙子(一

木簡概報三一九下(三四・三五)・一〇上(三六)、同三一一

二上(九三)。裏面の残画は、彼を含む左京職の役人の名を列記したものであろう。裏面には三名分の墨痕が確認できるが、左京職の定員は、大進一名・少進二名・大属一名・少属二名である。

から、このとき大属か少属が定員外にもう一名いたことになる。  
なお、大夫(長官)・亮(次官)が見えないのは、彼らが五位

以上だったからであろう。勤務評価の対象が六位以下の下級役人であることをよく示す木簡といえよう。

## 142 タイのスシの付札

(三) 次補、SD四一〇出土。宮四一四六八三)

### 鯛春鮒一籠

長さ一九四三・幅二六三・厚さ一〇三〇三一型式

タイの「春鮒」を入れた籠に付けられた、整理・保管用の札。

「春鮒」は未詳。延喜内膳司式年料御費条では、伊勢国から「鯛春鮒二担廿籠」を年に二度貢進することになっている。平城京左京七条一坊十六坪の東一坊大路西側溝からは、「鯛春須」と書かれた付札の断片が見つかっている(平城木簡概報三一九下(五三三))。「春」と記されていないタイのスシについては、若狭国や志摩国から貢進された荷札の例がある(官一一三九九、平城木簡概報二二一三四上(三四四)、同三一一八下(四〇八)、同二二一一九下(六一)、同三一一三上(二九九)、二三下(三〇一))。

## IV 木簡にみる式部省の移転と跡地利用 166 考文の付札

(一五五次、SD一一六四〇出土。宮六一九八八七)

(表) 神龜二年諸司 上長  
(裏) 末了

長さ一二二一・幅二四三・厚さ一〇三〇三一型式

神龜二年の勤務評価の原案につけられた札。神龜二年は七年。

「上長」は「長上」の誤記で、長上官(常勤の役人)。勤務評価の前提として年間二四〇日の勤務が必要であった)の意味であろう。「考文」は、役所が所属する役人の毎年の勤務成績をまとめて報告する文書。中央官司の長上官の考文は、令や『弘仁式』『延喜式』の規定では、十月一日に太政官(弁官)に送るよう命じられている。「末了」は未了の意味と思われ、作業中の考文を一時保管する際に付けられた札であろうか。  
上端の切り込みは紐をかけて文書に括り付けるためのものだが、よく見ると左右で位置や形状が若干異なる。また、裏面には刃物が深く入りすぎた痕跡も認められる。比較的作りが粗い木簡といえる。このような加工痕跡も注目される。

## 167 掃部司の考文の付札

(一一一) 次、SE一四五九〇出土。宮六一一〇一九九)

### 掃部司選文二卷

長さ七五三・幅一七三・厚さ四三〇三一型式

完形の小さな付札。側面は面取りされており、裏面は表面より幅が狭い。文字はやや浮き上がった状態で残る。

「掃部司」は、宮内省の管轄下にあり、敷物類（筵など）の管理、行事の際の設営や、清掃を担当する役所。「選文」は、一定年数の勤務評価を積み重ねて位階昇進の資格を得た役人について、その年数分の評価をまとめ報告する文書。諸司の選文は、長上官のものは弁官・太政官經由で、また番上官のものは直接式部省に集められた。この木簡は、こうして式部省に集められた掃部司の長上官と番上官の選文各一巻を一括し、式部省で付した札である。

### 奈良時代前半の式部省の考選木簡の削屑3

(一一二) 次 SE一四六九〇出土 宮六一一〇三六六)

五中上 善六

○九一型式

選叙に関わる木簡の削屑。「五中上」は、考課（一年）との総合評価において中上（九段階評価の上から四番め）の評価を五年受けた、の意。その下の「善」は、考課の前提ともなる付加評価のこと。今の規定によれば、「徳義（人格が優れること）」「清廉（清廉で謹直なこと）」「公平（私心なく公に尽くすこと）」「恪勤（勤勉なこと）」の四つが「善」を得る基準とされた（考課令善条）。ただし、徳義・清慎・公平は一度獲得すれば原則的に効力が永続することもあり実際には滅多に与えられず、実例では「善」のほとんどが格勤（効力は一年のみ）によるものという。いつの時代も、マジメにコツコツが一番ということか。

ただしこれは内長上（中央の常勤の役人）のみで、内分番（中央の非常勤の役人）など他の身分の者は上、中・下の三段階で評価されるのが一般的だった。したがって、單純に考えれば168は内長上の選叙に関する木簡となる。一方、善が

### 奈良時代前半の式部省の考選木簡の削屑4

(一一二) 次 SE一四六九〇出土 宮六一一〇四六二)

小心謹卓執当幹

○九一型式

楷書に近い丁寧な文字で書かれた削屑。内容は、内分番（中央で働く非常勤の役人）の毎年の勤務評価（考課）の基準を定めた令の条文（考課令分番条）の一部である。井戸SE一四六九〇からは他にも同一箇所の文言を記した削屑が出土している（宮六一〇四五九）（一〇四六四）。

習書の可能性も考えられなくはないが、たいへん丁寧な文字で書かれており、また評価が下等の考課木簡の裏面に天地逆に「通達不上、執当喪失」と書かれた事例がある（宮六一八六一）。これから、これらは考課木簡の裏面に記されていたものとみられる。

【参考】考課令分番条（傍縁部が169の文言）

凡分番者、毎年本司量三其行能功過、立三等考第。小心謹卓、執当幹了者為上。番上無レ造、供承得レ済者為中。

「六」と記されているので、168は少なくとも六年分の考が記されている可能性が高い。しかし、井戸SE一四六九〇出土木簡は天平初期（七三〇年頃）のものが主体とみられ、この時期の長上官の成達（位階昇進の資格を得る年数に達すること）年限は四年のはずである。どういうことだろう。実は、大宝令の規定では、舍人のみは内分番（成達年限は六年）相当ながら九段階評価を受けていたとされる。養老令が編纂されたのは養老年間の七二〇年前後だが、施行は天平宝字元年（七五七）まで降るので、天平年間前半の時点では、舍人の考課は九段階でなされていた。こうした事情を考えるなら、168は舍人の選叙に関わる木簡とみるのが妥当であろう。

逋違不<sup>レ</sup>上、執当斬失者、為<sup>レ</sup>下。対定、訖具記送<sup>レ</sup>省。

(大意) 分番の官人については、毎年所属官司が以下の基準に則り、三段階の勤務評価を定めよ。課處かつ雖直に取り組み、担当分の仕事をしっかりと完了した者は「上」。きちんと出勤し、無難に仕事を済ませた者は「中」。出勤を怠り、担当分の仕事をこなせなかつた者は「下」。本人にも結果を通知し、そののち書類にまとめて式部省に送付せよ。

## 170 大神宮と記した木簡

(三) 次補、SD四一〇出土。宮四一四六七九)

### 大神宮

長さ六七三・幅二二三・厚さ二三 ○三二型式

小型の付札。延喜伊勢大神宮式大神宮条や同神名式上伊勢國条などによれば、「大神宮」は伊勢神宮内宮を指す。内宮のための幣帛などに付けられたものか。

上端の切り込みは、左右で形状や位置がずいぶん異なる。これに紐を結わえたら、かなり斜めに掛かる事になるだろう。さらに注目したいのが下端部の様相。表面からは欠損しているように見えるが、裏面からみると、下端より数回ほど上の部分で横方向にほぼ一直線に折れれているのがわかる。おそらく、現状での裏面から刃物を途中まで入れ、切り込みを入れてから折りとったのである。その後に削つて形を整えることもされず、全体に粗雑な作りとの印象を受ける。例えば、「大神宮」用の幣帛などが届いた際に一時的に添付したような、現在の付箋に近い簡易な使い方などが連想されよう。

## 伊勢國度会郡継椅鄉庸米四斗

長さ(一〇五)三・幅一九三・厚さ三三 ○五一型式

庸として納められた米の荷札。伊勢國度会郡継椅郷(『和名類聚抄』では継橋郷)は今の三重県伊勢市的一部。度会郡は伊勢神宮の神都で、そこから貢納される租税は伊勢神宮の祭祀の用度や社殿の修理などに供された。神戸の調庸に余分があれば、神祇官に納め置くことになつていたといい。(『令集解』神祇令神戸条古記)、平城宮で出土した<sup>171</sup>は、神祇官関係の遺物として神祇官の所在を考える有力な根拠となつた。

庸は古代の税目の一種で、十日間の労働の代わりに布を納めるものだが、実際には米で代納されることが多く、主として地方から上京し仕丁(男性)や采女(女性)などとして働く人びとの食料に充てられた。米の支給量は一人一日二升が基準で、古代の一ヵ月は三〇日ないし二九日だったため、庸米は六斗(二升×二〇日)または五斗八升(二升×二九日)にまとめられることが多い。<sup>171</sup>のようない四斗の例は珍しい。これは度会郡が伊勢神宮の神郡で、他郡と異なり庸が神宮のための費用に供された故であろう。なお、古代の四斗は今の一斗八升(米約二七kg)ほどにある。

完形のようだが、よく見ると下端がわずかに欠損しており、本来は尖らせられていたものと思われる。下端を尖らせる加工は米の荷札によく見られる。ただ、尖らせるために斜めに刃を入れ始める箇所が左右で大きく異なり、現状ではほとんど左辺からのみカットしているように見える。何とも不格好な加工である。

## 鴨社と記した木簡

(三) 次補、SD四一〇出土。宮四一四六五六)

### 鴨社籠

長さ(九〇)三・幅一八三・厚さ二三 ○三一型式

わずか三文字のみ記された付札。「鷦社」用の幣帛などを納めた籠に付けられていたのだろう。「鷦社」の特定は難しいが、山背国(今の大分・宮崎・鹿児島)の賀茂別雷神社(いわゆる上賀茂神社)や賀茂御祖神社(いわゆる下鷦神社)などの可能性が考えられる。両社は延喜神名式では「賀茂」、同四時祭式では「鷦」と記されており、複数の表記が通用していた様子が認められる。

下端は原形を保ち、紐を掛けるための切り込みが施される。上端は欠損するものの、よく見ると左辺は右斜め上方に向かっており、切り込みの痕跡を留めている。

### 173 神饌の品目と数量を列記した木簡

(一七三) 次、SE一七五〇五出土。宮六一一二六一)

(表) □ 四□□□四升蠍三斤拾兩  
堅魚六斤五兩海藻六斤五兩腊一斗五  
〔裏〕題四口坏八口塩四升□□□□□□□□

長さ(一六六) 幅三三・厚さ二三 ○六五型式

複数の物品とその数量を書き上げたリストで、173にみえる蠍・堅魚・腊・腥・坏・塩などは、『延喜式』に見える神饌(祭祀において神に捧げられる供物)の品目に合致する。祭事を特定するのは難しいものの、神饌の目録とみて差し支えないだろう。井戸SE一七五〇五の所在地が奈良時代後半には神祇官東院となっていたことを裏づける有力な証拠となつた木簡である。現状では複数片に分かれ、右辺の一部と中央部分を失しているものの、四周とも削り調整が施され、廃棄時の原形を保っている。下端の独特な形状からは、刀形(刀の形をかたどつた祭祀具)の可能性が考えられよう。ただし、下端の文字は途中で切れており、

刀形に文字を書いたのではなく、不用になつた木簡を二次的に整形して刀形に転用したものとみなければならない。元の神饌目録として、また転用後の刀形として、二重の意味で祭祀に関わりが深い木製品と言える。

なお、表面右行に記されるアワビは虫偏で「蝮」と書かれている。アワビは本来「蝮」または「鮀」と書かれ、「蝮」はマムシの意味のはずであるが、古代にはアワビの魚偏が虫偏に置き換えられる例がしばしばみられる。

### 【木簡が見つかった遺構】

東西溝SD一〇〇(展示番号1~121、123~136、138~157、162、163、170  
(172)  
平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝。幅最大六m、最大深さ一m。東西溝SD三四一〇に合流する。木簡は、式部省の勤務評価に關わる削屑が大半で、養老・神龜年間(七一七)~(七二九)から宝龜元年(七七〇)のものまでを含むが、養老・神龜年間のものは南面大垣を横断する南北溝SD一六四〇と一連の遺物とみられ、東西溝SD一〇〇の木簡は基本的に宝龜元年頃に括して投棄されたとみられる。なお、宝龜元年(七七〇~七八一)頃に北側に移転してきたとみられる神祇官関連木簡も、僅かに含まれる。木簡は約一万三千点(うち削屑約一万二千点)が出土した。

南北溝SD一一大四〇(展示番号122、137、158、166、177)  
一九八四年平成宮南面大垣東端から西に五〇mの位置で、南面大垣を横断する幅三・五m、深さ〇・八mの南北溝。北端は大垣内側の東西溝SD一〇〇に接続し、南面大垣を抜けたあと、二条大路北側溝SD一五〇に合流する。溝の埋土の上に大垣本体が築かれているが、暗渠などの痕跡はない。木簡は一七一点(うち削屑一〇三〇点)が出土した。宝龜二年(七一六)から神龜五年(七八二)までの年紀のある木簡を含み、神龜年間以降の早い時期に埋め立てられたと考えられる。溝が機能してい

た時期にはこの部分の南面大垣は分断されていたことになるが、遷都から二〇年近くも開渠のままであったとは考えにくいから、宮東南隅部分での改作の際に、バイパス的な排水溝として臨時に開削したものか。なお、隣接する東西大垣においても、大垣を横断する二時期にわたる開渠の痕跡が確認されており、同様の機能を果たした溝とみられる。

### 井戸 SE-一四六九〇(展示番号 159)

161、167、169、174(176)

奈良時代後半の神祇官西院の下層で見つかった奈良時代前半の式部省の井戸。井戸枠などの構造は抜き取られて残らない。掘方の当初の規模は一边約五m、検出面から深さ約一・二m程度とみられる。木簡は、抜取穴の埋土から四七三〇点(うち削屑四六四二点)が出土した。年紀のあるものとしては、天平元年(七一九)と天平三年五月のものがある。

また、天平三年十一月に設置された諸道領撫使の判官が見える削屑があり、天平四年の考選事務に関わる削屑が含まれている。一方、舍人親王や新田部親王の生存が確認できるので、彼らの没した天平七年までは降らず、木簡の廃棄時期としては、天平四年の考選事務処理終了後の天平五年が目安になろう。内容は、多數の官司の役人の考課・選叙木簡の削屑が主体で、式部省で行われた文官全般の考選事務に関わる木簡である。

役所ブロック内の遺構出土の木簡として、これが奈良時代前半には式部省だったことを裏付ける資料となつた。

井戸 SE-一七五〇五(展示番号 164、165、173、178、181) 一九九一年  
奈良時代後半の神祇官東院の井戸。東院北よりの二棟の礎石建物の中間東端に位置し、掘方は東西三・五m、南北四mの円形で、井戸枠などの上部構造の抜取穴と、檜の一本割り抜きの井筒を検出した。井筒は高さ約一・八m、外径約一・一m・三mで、厚さは一〇~一〇cmある。年輪年代測定の結果、養老七年(七二三)に伐採された材であることが明らかになつてゐる。木簡は、井筒内の埋土、及び上部構造の井戸枠の抜取穴から、計一二二点(うち削屑二〇八点)が出土した。井筒内から神饌を書き上げたと見られる木簡や神社名を列記したとみられる削屑が出土し、これが奈良時代後半には神祇官東院だったことを裏付ける資料となつた。

